

## 第14回 貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年5月27日（火）11:01～11:45
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階第4特別会議室
3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）

（専門委員）道垣内正人

（事業者）独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

（法務省）野口民事局商事課長、坂本民事局参事官

（事務局）大川規制改革推進室次長、仁林企画官

### 4. 議題：

（開 会）

1. 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望について
  - ・日本貿易振興機構（JETRO）からの説明
  - ・法務省からの説明
  - ・質疑応答

（閉 会）

### 5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第14回貿易・投資等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には、御多用中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、安念委員、長谷川委員は所用により御欠席となっております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することとなっておりますので、よろしくお願いたします。

今後の進行は大崎座長をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○大崎座長 おはようございます。皆様、お忙しいところをありがとうございます。

本日は、対日投資促進に関連した事項といたしまして、昨年10月11日の第2回ワーキングで取り上げました「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社を設立する際の

法人登記等に関する規制改革要望について」ということで、改めて議論をしたいと存じます。

本事項の要望主体であります日本貿易振興機構（JETRO）より、前田対日投資部長様にお越しいただいております。また、関連府省として、法務省から野口民事局商事課長、坂本民事局参事官に御出席いただいております。

それでは、早速でございますが、まず JETRO から御説明をお願いできますか。

○JETRO JETRO 対日投資部長の前田でございます。よろしくお願いいたします。

第2回のこの会合におきまして、対日投資の現状及び日本に投資される外国企業の方々が抱える問題点・課題について包括的なお話をさせていただきました。また、外国企業が日本に拠点を設立する場合の会社法の要件とビザの問題にフォーカスして御説明させていただきました。本日は、外国企業の日本拠点設立時の会社法要件について、おさらいするような形で簡単に御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料「法人登記制度に関わる要望」を御覧下さい。2ページに「現状」を書いています。これがまさに本問題のエッセンスです。外国企業が新規に日本に拠点を設立する場合、拠点には子会社や、支店というケースがありますが、代表者1人以上が日本に住所を有するという要件がございます。一方、外国人が日本に住所を有するためには、就労ビザが必要で、その就労ビザが発給される条件として、日本に子会社等が設置されていなければいけません。ここに矛盾、つまり、外国人だけで日本に拠点が設立できないという問題がございます。

資料の下部には、根拠法を挙げています。本件は、支店の設立の場合には会社法、法人設立の場合には民事局の第四課長回答にて規定されています。入管については入管法で規定されています。

これは、ある意味、日本独特の制度です。諸外国の現状については4ページ、5ページにて、主要国の制度の状況を御紹介しております。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツといった欧米主要国では、法人設立を行う際に日本と同様の要件は求めておりません。ちなみに、例えば書類を送付する先や訴状の送付先という観点ですと、アメリカの場合には registered agent という代理人を立てれば良いことになっています。イギリスも特に居住している人物を指名する必要はなく、海外の居住者で可能ということです。ドイツ、フランスは、例えば訴状は個人ではなくて法人に送付することになっていますので、法人の住所で可能です。

唯一の例外がシンガポールです。シンガポールは、日本と同様に、少なくとも取締役のうち1人はシンガポール居住者でなければいけないという要件がありますが、シンガポールの場合、Nominee というビジネスが極めて一般的でありまして、コンサルなどと簡単に Nominee 契約を結ぶことで、シンガポール居住者の取締役を確保することができ、ある意味、市場がこの問題を解決しています。

3ページでは、当方で想定しております解決策を紹介しています。1つ目の「日本に住

所を有さない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とする」は、代表者1人以上の日本での居住要件をなくしていただきたいということです。2つ目は、就労ビザを申請する場合に、登記事項証明書の事後提出を認めていただけないかということです。3つ目の解決策は、特殊なビザの発給です。現在の、3カ月の観光ビザや、居住ができる投資・経営ビザといったものではなくて、その中間に、会社設立準備のため専用ビザを新設していただき、一定期間の居住を認めていただくということであります。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省（坂本参事官） 法務省の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

内国会社の代表者につきましては、10月に行われたこの会議で御説明させていただいているかと思っておりますので、本日、私のほうからは、外国会社の日本における代表者のことについて御説明させていただきます。

御承知のとおり、外国会社というのは、外国の法令に準拠して設立された会社と同種の法人ということでございまして、日本法に準拠して設立された会社、内国会社と同様の権利能力を有していることになるわけですけれども、外国会社が日本において継続して取引をしようとする場合には、日本における代表者を定めなければならない。そして、そのうちの1人は日本に住所を有する者でなければならない。これは会社法に明文で規定されております。そういう規律となっております。

では、なぜそういう要件、そういう規律になっているのかということでございますけれども、1点目は、日本国内の取引先の保護ということでございます。すなわち、日本国内において取引上の紛争などが生じた場合に、その処理に対応する権限を有する人間を日本に置いておく必要があるということでございます。そうでなければ、わざわざ外国にある本店あるいは営業所に行ってその紛争への対応を求める必要が生じてしまうということでございます。これは、BtoBの場面とBtoCの場面の両面があるかと思っておりますが、特にBtoCの場面を考えるといろいろ大変な問題が起こるのではないかと考えております。

また、訴訟提起の場合に、このように日本における代表者がいないということになりますと、送達もろもろの手續に相当手間がかかってしまうことになるということがあります。

もう一点、この規定がある趣旨でございますけれども、外国会社が不法な目的に基づいて日本で事業を行う場合には、裁判所が申立てによって取引継続禁止命令を出すことができるなど一定の監督を行うということになってございますけれども、例えば、その管轄の基準が日本における代表者の住所になっているとか、外国会社から陳述を聞くとか、命令違反の場合の対応などを考えると、その実効性を確保するという観点からは、日本国内に代表者がいることが必要だということでございます。

このほか、日本における代表者は会社法でどう位置付けられているかということもございますけれども、例えば、日本に住所を有する日本における代表者の全員が退任しようと

するときは、債権者に対して異議があれば一定期間内に異議を述べるように通知公告をして、その異議があれば弁済や担保提供を行う必要がある。これは、日本に未払い債権者を残したままその外国会社が日本から撤退してしまうことを防止する、債権者に対してきちんと対応してから撤退しなさい、そういう規律も設けられているところでございます。

なお、補足でございますけれども、従前どうなっていたのかを、資料2の「(参考)」というところに書かせていただきました。

従前は、日本における代表者ということに加えて営業所設置義務も設けられておりました。平成14年改正の前まではこういう要件があったわけでございますけれども、平成14年改正でこの要件が削られています。

なぜこの営業所設置義務があったのかということでございます。その趣旨としては、営業所設置によってその財産を債権回収に充てるということにあったと言われておりますけれども、結局、これは営業所に財産がなければその目的は達成されず、それをもって営業所設置を義務付けることには疑問があったことから廃止したということでございます。

そのかわりに債権者保護手続というのを別に設けております。例えば、外国会社に貸借対照表の開示を義務付けることとしたり、先ほど御説明申し上げましたが、日本から撤退するような場合に債権者の保護手続を設けることとしています。そのような代替措置を講じた上でこの営業所設置義務を廃止したという経緯がございます。

以上が、外国会社の日本における代表者ということの規律の趣旨でございます。

なお、改めて補足するまでもないことかと思っておりますけれども、日本における代表者というのはあくまで日本限りの代表者で、外国会社そのものの代表取締役である必要はないということでございます。したがって、この件につきましては、債権者保護をどう図っていくのかという観点から慎重に検討していく必要があると思っております。

簡単ではございますけれども、私からの御説明は以上でございます。

○大崎座長 それでは、この点についてどうでしょう。委員の方々、御意見ありましたら、どうぞ。

○道垣内専門委員 平成14年改正で少し緩和された規定ではありますが、しかし、まだその緩和が足りないのではないかというのがJETROの御意見かと思っております。日本に住所があることを要求するのは送達を迅速に行うためとおっしゃいましたけれども、実際には、日本を離れているような場合もあり得ます。出国までとめているわけではないですから。留守宅に送達すればそれでよろしいのですか。

○法務省（坂本参事官） そこは、日本に住所があるということであれば、そこに宛てて送れば、送達は最終的に有効になるということはありません。

○道垣内専門委員 誰もいなくても。

○法務省（坂本参事官） そこは、最終的に住所があれば付郵便送達ということも可能ですので、それでも大丈夫ということになると思っております。

○道垣内専門委員 そうですか。

かつては、裁判管轄も、外国法人の営業所があれば日本に裁判管轄があるというルールであったわけですが、最近の民事訴訟法の改正で、必ずしも営業所がなくても、日本で事業をしていれば、その事業に関する訴えについては裁判管轄があるということになったわけです。そうだとすると、問題は確かに送達なのですが、そんなに大問題なのですか。規制をかける必要があるほどの重要性があるとお考えでしょうか。

○法務省（坂本参事官） 送達の観点だけではないのですが、送達の観点に絞って申し上げますと、実際、外国送達を行うには時間が物すごくかかります。半年、場合によっては1年以上かかってしまうことがあります。私も、実際の事件で、相当先、1年どころではない期間を要するというので、送達に相当苦勞したという経験もございますので、この外国送達というのは相当時間と手間がかかるということは実際問題あると思います。

○道垣内専門委員 それも割と改善されてきていて、最近はそんなにはかからないと聞いておりますけれども、確かに、外国への送達は大変かもしれません。しかし、最終的には勝訴すれば被告である外国法人の財産に対して執行していかなければいけないわけですが、財産は必ずしも日本にはないわけですね。会社法は日本で継続して事業をする外国法人に財産の保持は要求していないですから。

例えば、将来は中国からこういうことが起きてくるかもしれません。すなわち、日本と中国の間だと、民事訴訟法が外国判決の承認の要件としている相互の保証がないために、日本の判決は中国では執行できません。執行まで見通せば、結局は、中国で訴訟を起こすしかないわけです。現在の会社法の定める外国法人の日本における代表者に日本に住むことを要求することが債権者保護になるということは、必ずしも説得力があるように思えないのですけれども、今、私が申し上げた点を踏まえてもう少し御説明いただけますか。

○法務省（坂本参事官） 執行までならんということになると、先生が御指摘のような場面で、実際、日本に財産がなければ意味がないではないかというところは、そのとおりでろうと思っています。他方で、承認の問題はありますけれども、日本で債務名義すらとれない、裁判すら起こせないということになると、それは外国に行かなければいけないということになりますので、債務名義すらとれないという事態はそれはそれで大きな問題ではないかと思っております。

また、実際に裁判になる前の段階のことも当然あるわけございまして、その前の段階の紛争の処理というのはかなり大きな意味を持っている場面もあるのではないかと考えておりますので、そこら辺のことを考えますと、債権者の保護という観点からすると、なお意味がある要件だと思っております。

○大崎座長 ちょっとよろしいですか。私は、こういうものは論理のゲームとしては非常におもしろいと思うし、おっしゃるとおりと思うのですけれども、現実問題として、海外の主要国は別に現地居住者である代表者を置けとかいうようなことは言っていないけれども、そんなに世の中は混乱していないわけですね。

逆に、先ほど BtoC がどうのこうのとかもおっしゃったのですけれども、今やインターネ

ットで、別に日本に支店があろうがなかろうが、現実問題としては直接取引ができるようになっていて、何らかの被害をこうむる人が出たときにその救済が難しいというのは、会社法の問題とかと全然関係なく別途あるわけです。それはそれで対処しなければいけない問題だということもある。

そのときに、私どもとしては法務省にも是非一緒に考えていただきたいのですが、今、御説明があったような会社法の考え方は根本的におかしいとか、そんなことを言っているのでは全くないのです。論理としては大変立派なものだと思うのです。しかし、このままだと会社の設立なり支店の設置について非常に面倒であるという御指摘が一方である。それも、何か悪いことをしようとかいう人ではない人たちから。そこを踏まえて、何かうまい解決策を見出したいと思うのです。

例えば、国内の弁護士さんとかを代表者にするとか、そういうのはどうなのでしょう。法務省として問題ありとお考えなのですか。

○法務省（坂本参事官） まず、日本における代表者は弁護士であっても別に構わないと思っています。それを日本における代表者とすればいいだけのお話です。先ほど申し上げましたように、これは外国会社そのものの、いわゆる本社における代表取締役である必要はない。あくまで日本における代表者だということですので、そういう形でも構わないと思っています。他方で、そういう形でなければいけないかということ、そういうわけでもないと思います。

○大崎座長 逆に、JETRO さんとしては、どのような範囲であれば。ここには3つ書かれているわけですが、どんな感じが現実には解決策とお考えですか。私はその分野の半玄人として、この1点をもって会社法を改正するというのは余り現実的ではないように思うのです。

○JETRO 私どもとしては、スムーズに法人が設立できるような、法制度というよりも、仕組みができればいいと思っています。ここに挙げたのは、法人登記制度に関わる問題解決の提案ですが、①は会社法の改正につながるもので、それがだめなら②、それがだめなら③ということで、ある程度、プライオリティーをつけた解決策を御提案しているつもりです。

現状については、前回もお話ししましたが、いわゆる Nominee 的な代表を、例えば行政書士や会計事務所をお願いするケースがあります。会計事務所や税理士は、法人設立後に税金の問題でお世話になる方ですから、そういう方に便宜的に代表者になっていただいて、会社を設立し、しばらくして交代するというケースもあります。新たに入ってきた外国人で住所を有する人が Nominee に代わって代表者になるというケースもあるのですが、Nominee が引き続き継続して代表になっていただくというケースもあります。いずれにせよ、コストがかかる問題です。ディスカウントしますという方も出てきてはいますけれども、コストの問題として、対日投資を促進する立場からすると、ビジネス環境が劣化する条件になり得るということです。

○松村座長代理 今、出た、シンガポールと同じような Nominee を使うことに関しては、前向きな発言をいただいた。それは当然できるということを書いていただいたのだと思います。外国の会社のもともとの取締役でなければいけないなどということはないし、そんな運用はされていないので、少なくともシンガポールでやられているようなことは可能であるとはっきり書いていただいた。

もちろん、この点がはっきりしたことは前進であるとは思いますが、これで解決と言われるのは、私に抵抗があります。

まず、会社法を改正するというのは大変だというのは十分わかる。すぐにはできないというのはわかるのですが、一方で、会社法は最も頻繁に改正される法律でもあり、それを改正するのは大変だから無理というのは説得力がありません。

それから、平成 14 年の改正に関しては、これは大変いいことをしていただいた。高く評価すべきだと思います。一方で、この改正によってひょっとして債権者保護に問題が起こるかもしれないということで、改正のすぐ後でこういう要望が出てきたのだとすれば、この効果を見きわめるまで少し慎重に見るべきだという議論もわかる。しかし、平成 14 年ですから、時間はもう十分たっているわけで、その評価が必要でできないということでも決してないと思います。そうすると、現時点では、少なくともビジネスのしやすさということから見ると、世界的に見れば、最も遅れている制度に見える状況にあるわけです。これに対しては説明責任があるのではないか。

具体的に言うと、諸外国ではこんな問題が起こっているということを指摘していただいて、これは、諸外国ではビジネスのしやすさよりも債権者保護のほうを重視していない結果としてこうなのだけれども、我が国はこちらを重視しているのだから、一番遅れた規制というのは心外で、むしろ債権者保護としてはシンガポールと並んで一番進んだところだと積極的に説明していただければ、それは十分合理的な根拠があると思うのです。その場合には、諸外国ではこんな問題が頻発しているということをきちんと書いていただかないと、抽象的にこういう懸念があるということはおわかりますが、実際にほかの国で問題になっていないとするならば、これは根拠になると到底思えない。しつこいようですが、日本を一番ビジネスのしやすい国にするという大きな目標に対して、形式的には最も遅れた、世界で最低ではないとしても、同率最低に近く見えるような規制を維持していることの根拠の説明としては、私はいただいた説明では不十分だと思います。もう少し説明をお願いします。

○大崎座長 そこは私もちょっと同感するところで、かつては最低資本金制度というのが債権者保護上非常に重要だと言われ続けたけれども、今、1円でも会社がつくれるようになって、大変な問題が起きているように余り思わないのです。デラウェアなどは代表者がいないので大騒動になっているのですか。法務省の御見解を是非伺いたいのです。そう認識されているからこれは大事だとおっしゃっているのでしょうか。

○法務省（坂本参事官） 1点目ですけれども、会社法を改正するのは大変だから無理だ

と申し上げているわけではないということを御理解いただければと思います。実際にアメリカとかで問題が起きているのかということですのでけれども、私どもも、法制度のことはもちろん調べてまいりましたけれども、運用のレベルでどうかということについては、申し訳ございませんが、把握しておりません。

ただ、デラウェアのレジスタードエージェント、登録代理人という制度と、日本における代表者という制度、どちらが優れていてどちらが劣っているのかということ、そういう話ではないのだろうと思っています。当然、レジスタードエージェント、登録代理人という点についてデラウェア州法などを見ていますと、一定の要件を課しておられ、そういう要件を満たす人になるということのございますし、当然、外部の人間に委任しなければいけないということになります。当然、相手もビジネスとしてやっているということになりますので、それ相応のコストもかかっている。

他方、日本の場合は、別に外部の人間でも内部の人間でもどちらでもいいということですので、そこら辺のもろもろを考えると、どちらか一方が優れていて一方が劣っているというものではないと理解しています。

○道垣内専門委員 弁護士さんとかを日本における代表者に選任するのはもちろんできると思うのですが、私はビジネスのことはわかりませんが、日本においては裁判上及び裁判外の権限が全部ある代表者として、そういうビジネスに疎い人を選任するのは現実には危ない気がするのです。送達だけ受けてよろしいというのとか、登記手続だけやったださいというのなら弁護士でもできると思うのですが、日本は、送達代理人という制度はないので、外部の弁護士を日本における代表者にするという必要以上のことをしなければならぬ。それはちょっとトゥー・マッチのような気がします。

そうすると、真面目な会社は継続的事業をやろうとすると、支店設置義務はないけれども、日本に住所がある日本における代表者を選任しなければならない。だから、結構大変なコストがかかります。でも、継続的な事業を営む、取引を継続してする、これは極めて広く解釈できる言葉のように思われますので、当面、日本における代表者を置かないでやってしまう、そのように流れるおそれがあるのではないかと思うのです。

伺いたいのは、今、ネットで条文を見ていたのですが、817条1項違反というのはどういう効果があり、実績としてどれくらい摘発、あるいは過料の裁判をされているのか。いかがでしょうか。実効性を伺いたいと存じます。

○法務省（坂本参事官） その実効性については、これは登記しないでやったら過料になるという規定になります。申し訳ありませんけれども、過料の内訳の統計はないと思いますので、件数まではちょっと把握しておりません。

また、実際に登記せずにやったということになりますと、会社だけでなく、実際に行爲をした個人に対しても責任を問う規定が会社法818条2項にございますので、そういう民事上の責任というのがそれにより追及できることになっております。

○道垣内専門委員 建前はそうなのですが、それはなかなか。その人は日本にいな

いわけですね。いれば代表者にすればいいわけですから。このように、会社法の定めをきちんとルールを遵守することによって真面目な会社がコストがかかり、そうでない会社は簡単に会社法の定めを迂回してしまうかもしれない。実績のことはわからないとおっしゃったのでわかりませんが、私の知る限り、真面目に摘発しているとは到底思えないのです。821条の疑似外国会社でさえ実際に過料の裁判を起こした例は存じません。いずれにしも、おっしゃるところの利益を確保するためには、ちょっと重過ぎる要件であり、外国会社にとって負担になっているのではないかと思うのです。

○法務省（坂本参事官） コストの点という形で申し上げれば、先ほど申し上げましたように、この日本の制度がいいのか、アメリカの制度がいいのか、どちらがコストが安いのかということは一概に言えないのかなと思っています。

真面目な会社ほど負担が重いということでもありますけれども、登記の関係で、鶏と卵と申しましょうか、ぐるぐる回っているという問題については、そういう不都合というところは何らか考えなければいけないところはございます。だからといって、仮にそちらで解決したときに、この要件が負担になるということはそれほどないのではないかと思っております。

○松村座長代理 話を蒸し返して申し訳ないのですが、先ほどの回答に私は全く満足していません。もし先ほどの回答が正しい、つまり、デラウェア州の最もよく使われる会社法と我が国のもので、要件が違うからどちらがきついかはわからないというのはわかったのですが、もしそうだとすれば、日本に住所は持っているけれども、全く資力がない人がここで名前を代表者に登録するというのと、住所は向こうにあるけれども、外国のちゃんとした人が登録されるというので、どちらが本当に債権者保護になるのかということに関して、先ほどの回答からは私には深刻な疑問が生まれたのです。

○法務省（坂本参事官） まず前提として、先ほど道垣内先生の御質問にもございましたけれども、資力の関係、実際の回収の可否、そこまでのことは求めていないということは事実でございます。そのかわり、貸借対照表などを公示して、会社の財産状態をちゃんと明らかにしろとか、日本からいなくなる場合には債権者保護の手続をしろという手当てをしている、それが今の会社法の規律でございます。

その上で、外国でちゃんと資力を持っている人と日本で何も持っていない人とどちらがいいのだということでもございますけれども、ここで私が先ほど債権者保護と申し上げたのは、まず、何かトラブルが起こったときにまず日本でそれに対応してもらえる人という意味で申し上げたということでもございます。そこら辺の回収の部分まではここでは要求していない要件だということに御理解いただければと思います。

○松村座長代理 問題は、日本で裁判が起こせるということが債権者保護に対してどれだけ実効性があるのかということなのです。それは、形式上、裁判が起こせるほうが起こせないよりもいいということと言っても、それ以上のことは一切関知していないことだとすれば、それ自身ほとんど意味を持っていないのではないかという疑問があるのです。

○法務省（坂本参事官） まず、委員から御指摘いただいた、日本で裁判を起こせるメリットというのはすごく大きいのではないかと考えています。外国で裁判を起こすというのは、まず法律から違いますので、その手間たるや相当なものがあるのではないかと考えています。

その上で回収できなければ意味がないのではないかとこのところについては、結局、日本で判決をとれば、それを外国で承認してもらえば、外国でも強制執行はできることになりますので、日本で判決をとるということに大きな意味があると考えています。

○大崎座長 ちょっと角度を変えてなのですけれども、営業所設置義務はもともと債権者保護のために必要だとされていたけれども、撤廃されて十何年たったわけです。営業所がないことで、その後、外国会社に対する裁判で混乱しているとかいうようなことは現実にあるのかということと、その代替措置としての財務状態の開示というのはどういう形で行われているのかちょっと教えていただけませんか。

○法務省（坂本参事官） まず前者なのですけれども、営業所がなくなったことで何か混乱が生じているということは聞いておりません。

財産状態の開示ということは、端的に言うと、貸借対照表などを公告するというございます。

○大崎座長 外国会社は本当に公告をしているのですか。

○法務省（坂本参事官） そこは適宜やっつけらっしゃるものと考えております。

○松村座長代理 しつこく繰り返して申し訳ないのですが、国内で裁判を起こせるということは非常に重要だというのはわかりました。それが本当に債権者保護に役に立っているのだとするならば、ほかの国では、同じように外国の居住者でもできるということだから、同じ問題が起きるわけですね。だから、米国国内であるいは米州で裁判が起これないということが保護に極めて不利益になっているのだとすれば、最初に私が言った例、つまり、実際にこれによって、債権者保護というのはほかの国では日本に比べて大きく劣後しているということが出てくるはずだと思うのです。したがって、むしろそれを示していただければ、今のロジックは受け入れますが、それも全くなく抽象的に言われても、私は到底納得できないのです。

○法務省（坂本参事官） 外国で訴訟ができるかできないか、ここは外国の管轄の規定によりますので、それはできるかできないかというところを一概に今すぐこの場で申し上げるだけの材料も、その調査もなかなか難しいと思います。ただ、日本の民事訴訟法、日本の国際裁判管轄の規定を前提にするということでの御説明で御理解いただければと思います。

○道垣内専門委員 松村先生がおっしゃった裁判ができるかという点について申し上げますと、日本における代表者が日本に住んでいなくても、日本で事業を営んでいれば、その事業に関する訴えはすることができます。ドゥーイングビジネス管轄といわれているものです。おっしゃっているのは、送達が大変でしょうと点です。期日を入れるのが1年先に

なってしまうという時間のマイナスをおっしゃったわけです。裁判ができる、できないの話ではないです。

○法務省（坂本参事官） おっしゃるとおり、管轄というのは、昔は営業所ということの一つの基準に考えていましたけれども、今はそれを考えていませんので、そういう意味では、管轄ということをつえれば、そこは日本にしようといまいと日本でできる場合があるということはそのとおりです。ただ、日本における代表者が日本に住所を有すれば、そこに宛てて送達できるということにはなりません。それはおっしゃるとおりです。

○道垣内専門委員 会社法全体から言えば、端っこのほう、後ろのほうの小さな規定なわけです。ですから、先生方の会社法への御関心は余りないだろうと思うのです。経団連も余り関心はない。あるとすれば、JETRO などの日本への投資促進を考えている機関です。しかし、本当に関心があるのは、小さなベンチャー、あるいはベンチャーとまでいなくても、細々としたビジネスをやっている人たちであり、かれらが日本の市場を目指して進出して来るときに、この規定の存在によってコストがかかるのであれば、もっと安いところ、たとえばシンガポールに行こうとか、そのように思ってしまうのがまずいですねということです。そういう声が実際に聞こえていないからといって、改正のニーズがないということは多分なく、せっかく JETRO がそういう声を集めておっしゃっているわけですから、少しお考えいただく可能性があるかどうか、いかがでしょうか。

○法務省（坂本参事官） お答えがなかなか難しい御質問であるのですが、私どもとして、これが債権者保護という観点から置かれている要件であるということからすると、これを削ることに当たっては相当慎重に考えないといけないのだろうなと思っています。ただ、現実問題として困っていらっしゃる、現実に JETRO がこのようにおっしゃっているように登記の関係でひっかかっているところがあるとしたら、そこについてはどうするかということは考えなければいけないとは思っています。

○道垣内専門委員 予測で結構なのですが、もしこれを廃止するといったら、国内債権者の声を代表する何らかの団体、商工会議所とか経団連とかから文句が随分来そうですね。

○法務省（坂本参事官） その想定はなかなか難しいところではありますけれども、もちろん、経済団体もごさいますし、消費者団体ということもあり得るかもしれません。いろいろな団体があり得るので、どこがどういうことをおっしゃってくるのかというところは、今の段階で予測することはできませんけれども、そういうところの団体の声というのは聞かなければいけないだろうとは思っています。

○松村座長代理 また繰り返して申し訳ないのですが、先ほどの要件というのが厳しくなっているということがもしあるとするならば、仮に外国でも無条件には認めないけれども、外国の住所の場合には、例えばデラウェア州の会社法が課しているようなものに対応する要件が必要。そうでなければ、日本の住所がなければいけませんと仮にしたとする。そうしたとすると、明らかにデラウェア州の会社法よりビジネスのしやすい会社法になっているということは言えると思います。したがって、日本に住所を持っていなくても誰でも

きるようになるというのが唯一の解決策ではなく、何らかの要件を要求するということがもひょっとしたらあり得るかもしれないのですが、それが出てきたときに、これで最もビジネスのしやすいもので、債権者保護もほかの国に負けなくらいちゃんとやっていますとかいう説明ならわかるのですけれども、現在のままでは私はまだわからないので、状況を教えてください。

○法務省（坂本参事官） 論理的可能性としてほかの対応策があるのかないのかと言われると、論理的に全くあり得ないとまで申し上げるつもりはもちろんございませんけれども、現在の会社法としましては現時点でこの対応を選択しておるということで、具体的に何かほかの対応策があるのかということについては、私どもは思いついていませんし、具体的にこういう手当てをすればいいのではないかという御提案があるというようにも承知していません。

○大崎座長 大体議論が出尽くしたかなと思うのですが、最後に是非お願いしたいのは、本当に日本に住所を有する者を1人確保しておくということが重大なことなのかどうかというのは、頭の体操としては大事そうなのですけれども、それが逆に、実務上の障害になっているということのほうを重視した何らかの方策というのを是非前向きに考えていただきたいと思います。

それから、余り実務上というと、そんなことより、対日投資を阻害している要因はもっとほかにあるのだらうとおっしゃりたくなるのではないかと憶測するし、私はそれはそれで別に間違った認識ではないと思うのですけれども、こういうことというのは結構象徴的に捉えられてしまうので、逆にこういうことで一つ工夫をしていただただけで、日本は本当に対日投資を迎え入れる、ウェルカムしているのだというメッセージにもなる。逆にここで突っ張り過ぎてしまうと、もっとほかにも重大な障害があるかもしれないのに、そのせいだと言われてしまうこともありますので、是非そのところを、ビジネスをしやすい国・日本みたいな観点からも考えていただきたいと思います。

もちろん、債権者保護がどうでもいいとか、送達するかしないかなどどうでもいいとかいうことを言っているわけではない。でも、諸外国もそういうことを度外視して今の制度をつくっているわけでは決してないはずですので、1人住所を日本に置かなければいけないということだけしか対策はないのではないかということを前提に考えていただきたいと思う次第でございます。

○道垣内専門委員 先ほど私のほうから申し上げたことですけれども、こういう規定を置いておいて、実際には、エンフォースを余りやっていないということであれば、それはやはり要らないということではないかと思われても仕方がない。法律上存在すると、真面目な会社はちゃんとやらざるを得ないので、それが単なる看板に猛犬注意と書いてあるだけで実際は猛犬はいないのだとすると、本当の必要性というのが疑問を持たれても仕方がないのではないかと思うのです。もしこの規定を維持するのだったら、がんがんエンフォースしますとおっしゃるべきです。それは決していいことではないと思いますが。

以上です。

○大崎座長 では、よろしいですか。

では、本日はどうもありがとうございました。

あと、事務局から何かございますか。

○大川次長 次回のワーキングの日程につきましては、また後ほど事務局のほうから御連絡を差し上げます。

○大崎座長 ありがとうございました。